

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	参考資料 7
令和7年 10月 10日(金)	

構成員提出資料

目次

○ 赤坂 緑	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 1
○ 王寺 直子	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 22
○ 奥山 千鶴子	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 24
○ 菊地 加奈子	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 25
○ 倉石 哲也	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 27
○ 原田 樹	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 28



意見書

-こども誰でも通園制度
試行的事業に関する
全国アンケート結果の共有-

2025年10月10日

 特定非営利活動法人
全国小規模保育協議会

こどもたちのために、日本を変える

Florence

令和8年度「こども誰でも通園制度」全国実施に向けて

こども未来戦略方針（p. 17）¹

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、**全ての子育て家庭**に対して、**多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援**を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付**（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

令和5年度 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
令和6年度 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業
令和7年度 乳児等通園支援事業

令和8年度の全国実施にむけ、**現場のニーズ・課題**を明らかにするため、**声**を集めました。

〈速報〉

こども誰でも通園制度 令和6年度試行的事業の 現場の課題・ニーズについて調査しました

- ・アンケート実施主体：認定NPO法人フローレンス
- ・協力団体(順不同)：特定非営利活動法人全国小規模保育協議会、一般社団法人こどもX推進協会、株式会社 アスカ
- ・調査方法 インターネット調査
- ・調査対象 全国の保育事業者(経営者、施設長等)※小規模保育に限らない
- ・調査時期 2025年8月26日～9月16日
- ・回答数：令和6年度試行的事業を実施した施設24、実施しなかった施設129

実施施設

回答数:24施設

調査結果サマリー | アンケート調査

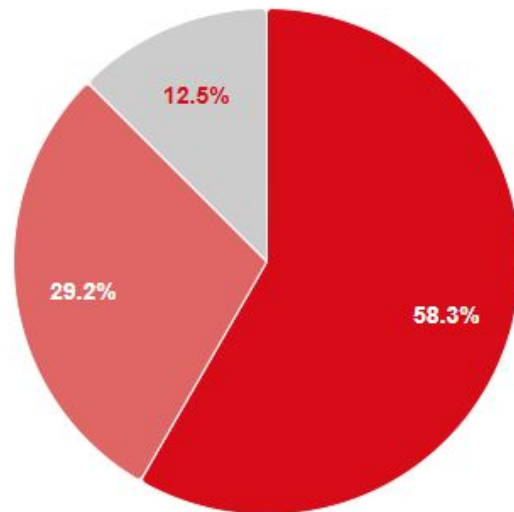
来年も実施したいと感じた人は90%近い結果に。

〈こども誰でも通園制度を来年度も実施したいと思いますか。〉

「来年度も実施したい」(58.3%)
「課題が改善されれば実施したい」
(29.2%)と回答した人が

87.5%

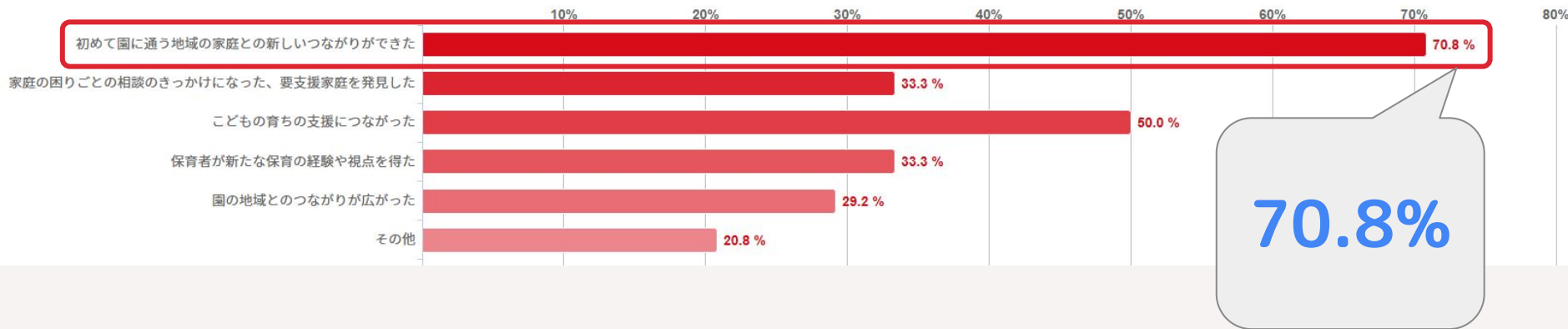
■ 実施したい ■ 課題が改善されれば実施したい ■ 実施したくない



調査結果サマリー | アンケート調査

地域の新しい家庭とつながれるなど、制度の意義も発揮している

〈こども誰でも通園制度で「やってよかった」と感じたことがあれば教えてください〉



一方、「誰でもと言っても、医療的ケアに関する準備は何もできていない」という意見もあり、

スキルアップ・設備等への支援は必要。

アンケートからの声（抜粋）

肢体不自由のため、これまで保育園入所が叶わなかったおこさん。短時間のこども誰でも通園制度では受け入れることができ、親子から大変感謝されました。
障害を理由に保育園への入所が叶っていないこどもたちにとっても、大きな支援になっていると感じます。私たち園にとっても、新たな気づきでした。



発達に不安を感じるこどもを**療育センター**に繋がたり、
育児不安を抱える保護者を**家庭支援センター**に繋がたり、多くの学びを得ました。

地域の多様なこどもを受け入れることで、
園の経験として蓄積されていくということがわかりました。



→ **インクルーシブな保育の実践や、園の新たな経験蓄積** にも寄与していることがわかった。

調査結果サマリー | アンケート調査

一方、制度の目的を達成できたと感じた人は過半数を下回る結果に。

〈この制度を通じて、制度の目的（※）が達成ができたと感じますか？〉

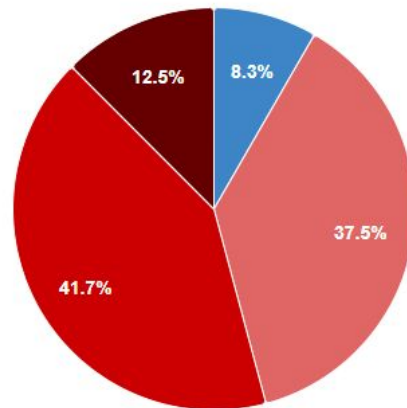
※「こども誰でも通園制度とは？ 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。」

参考：<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

「できなかった」（12.5%）
「十分できたとはいえない」（41.7%）
と回答した人が

54.2%

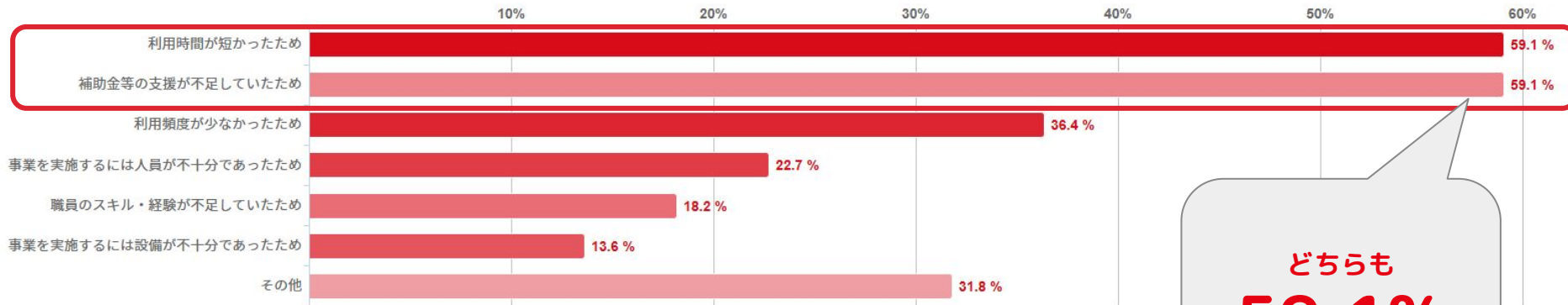
■ 十分できた（課題はない） ■ ややできた（課題はある） ■ 十分できたとはいえない ■ できなかった



調査結果サマリー | アンケート調査

原因は、**利用時間の短さ**や、**補助金等の支援の不足**

〈「ややできた（課題はある）」「十分できたとはいえない」「できなかった」と答えた方に質問です。理由はなんですか。〉

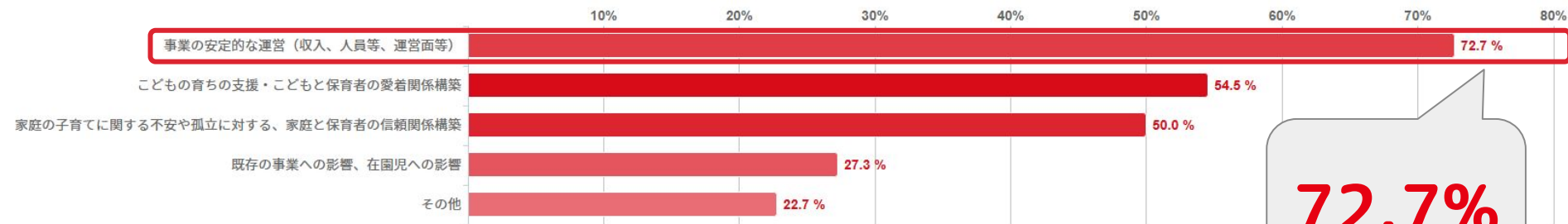


どちらも
59.1%

調査結果サマリー | アンケート調査

難しかったのは、事業の安定的な運営

〈どのような点において、目的を達成するのが難しかったと感じますか。〉



72.7%

具体的には「書類提出や予約の管理など事務負担の多さ」「人員配置の難しさ」「採算の悪さ」等

アンケートからの声（抜粋）

実施時間が短いために、連続性を持って保育にあたる保育の連続性や専門性が十分に発揮できなかった／回数が少なすぎた



利用頻度や時間が少なく、家庭の様子がわからなかった

慣れない誰通利用児に保育者がかかりきりになった／在園児に影響があった



非実施施設

回答数:129施設

調査結果サマリー | アンケート調査

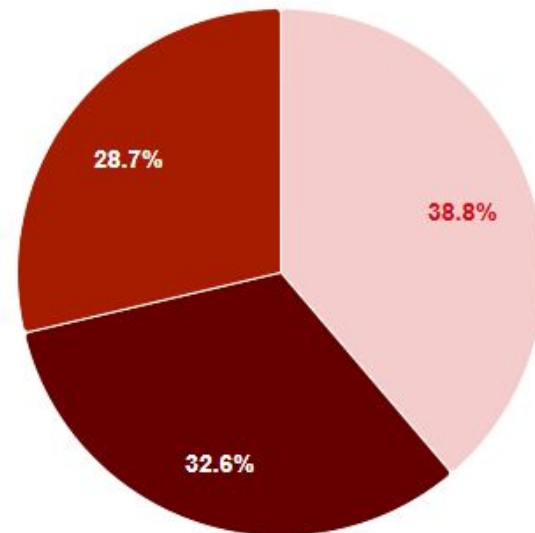
来年度の実施に消極的な人は6割を超える結果に。

〈令和8年度以降、こども誰でも通園制度を実施したいと思いますか。〉

「実施したくない」(32.6%)
「わからない」(28.7%)と
回答した人が

61.3%

■ 実施したい ■ 実施したくない ■ わからない

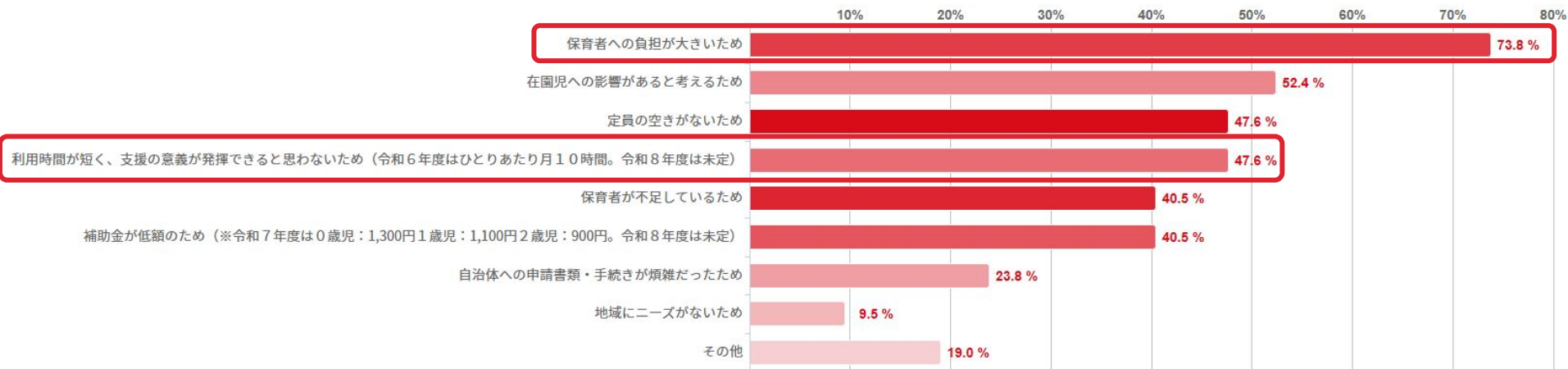


調査結果サマリー | アンケート調査

実施に消極的な理由は**保育者への負担**が最多（73.8%）

利用時間が短く、意義が発揮できると思えない、も半数近い

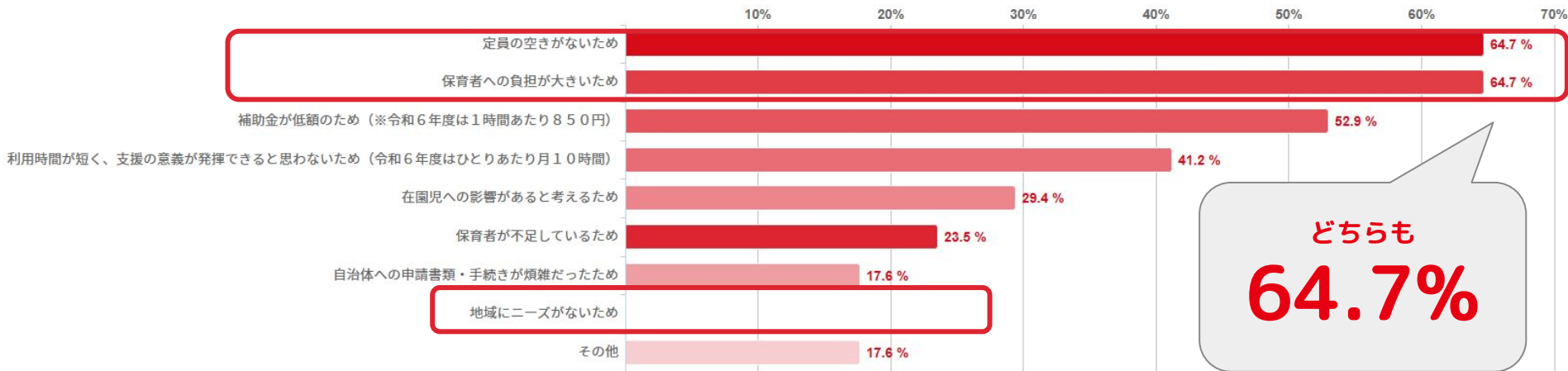
〈実施したくない理由を教えてください〉



調査結果サマリー | アンケート調査

令和6年度、対象であったにも関わらず実施しなかった理由は
定員の空きがない・保育者への負担の大きさへの不安

〈対象となっていたにも関わらず、試行的事業を行わなかった理由を教えてください〉



その他、「**補助金が低額**」と回答した人も**52.9%**にのぼる。
一方、「**地域にニーズがない**」と回答した人は**0人**。

調査結果サマリー | アンケート調査 まとめ ～来年度の全国実施に向けて～

実施園

♥条件が改善されることで、来年度以降も続けたいという施設が9割を超える。

♥地域のあらたな家庭とつながったり、インクルーシブな保育や、他機関との連携などにより、園の経験蓄積につながるなど、意義は感じられている場面が多いことがわかった。

☂現在の条件下では、目的が達成できると感じた施設が過半数を下回った。

→懸念点：「事業の安定的な運営」「施設・保育者への負担」

非実施園

☂非実施施設がためらった理由としては「定員の空きがない」の他、
「保育者の負担の大きさ」が最も多く、制度が始まる前から、意義以上に負担が強く伝わっていることがわかった。
次いで多かった理由には「補助が低額」があり、負担に対して見合わないと考えられているのではないか。

→懸念点：「すべてのこどもの需要への対応」
「施設・保育者への負担大のイメージ」

アンケートを踏まえた提言

提言1. 事業者への補助にベース運営費を

実施施設では、**事業の安定的な運営に不安を感じる声**が7割以上。

非実施施設では、実施しなかった、したくない理由どちらも「**保育者の負担**」が7割以上。

一般、余裕活用型ともに
利用時間あたりの補助だけでなく、ベースの運営費を補助してください。



- ア 0歳児：こども一人1時間あたり 1,300円
- イ 1歳児：こども一人1時間あたり 1,100円
- ウ 2歳児：こども一人1時間あたり 900円



はじめてのこどもも安心して通える体制整備
ベース運営費



・実施施設で余裕活用型でも、「こどもがなかなか慣れずに泣いているためかかりきりになる」「在園児と同じ活動が難しい」と、事実上「専任」を置いている状態も発生。また、保育以外でも通常業務に加えて事務・管理負担があり、事業所の持ち出しでパート職員を置くなどの対応をとっているところも。

提言 2. 利用可能時間の拡充を

実施施設では、制度の目的未達成の原因は、**利用時間の短さ**が約6割でトップ。

非実施施設では来年度の実施に消極的な理由として

「利用時間が短く、意義が発揮できると思えない」が約5割。

施設・保育者への負担を軽減し、制度の目的、意義を十分に発揮するためにも、こどもひとりあたりの利用時間の拡充をお願いします。

(2) 利用可能時間

対象となるこどもの利用可能時間は、こども一人当たり月 10 時間を上限とする。



毎週数回や、毎回3時間以上の利用が可能となる
十分な利用時間



提言 3. 実施施設が拡充されるように推進を

実施施設では、**来年も実施したいという回答は9割近くにのぼった。**

一方、余裕活用型では定員が年度途中で埋まり、誰通の利用が終了するケースも。

非実施施設では「**定員の空きがない**」と回答が**6割以上**。**地域にニーズがないという回答は0。**

**多様な事業所類型で実地され、実施施設が地域が増えていくよう、
補助や研修等の支援、ルールなどの体制整備をお願いします。**

試行的事業実施園



＼より多様な／

(3) 実施事業所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において、実施することができる。

20



・補助、研修等
・事業転換のルール整備など





こどもたちのために、日本を変える
Florence

令和7年10月10日

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会
代表理事 王寺 直子

意見書

1. 本格実施に向けた準備スケジュールについて

前回会議でも申し上げているように、現在のスケジュール案では、実際に事業を実施する事業者のスケジュールが見えていない。特に社会福祉法人では定款、学校法人では寄付行為の変更が必要となる場合、法人内での理事会及び評議員会を経て、所管する部局への届け出及び承認という作業が必要となるため、定款及び寄付行為に記載が必要か、どのように記載するのかという点について、早急に見解を示していただきたい。

2. こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

現状、保育士以外の者が本制度に従事するためには、本制度への従事前には子育て支援員研修の基本研修及び専門研修を修了していることを条件とされているところである。令和8年度以降に向けては、すでにこども誰でも通園制度に従事した職員については免除する案となっているが、経験時間数などの想定があるのかをお伺いしたい。例えば、事業所内での配置転換などにおいて年度の途中での異動がありうるものと考えられ、さらに、事業を開始しているが、こどもの数が著しく少なく経験時間としては少ないというケースも十分にありうる。ただ単に『従事したことがあるから免除』ということにはならないのではないかと。

併せて、「保育士資格を有しない者」を対象した研修制度について、「一時預かり事業」、「地域型保育」に加え「こども誰でも通園制度」と分割することを想定されているが、保育現場からの立場からすると、制度の違いや配慮はあれど、「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」等に対し、保育内容が変わるということはない。また、保育に従事する者が少ない現状を鑑みると、担当者として、一時預かり事業とこども誰でも通園制度を兼ねるようなケースは十分に考えられ、6-6.5時間+2日以上の研修をさらに課すということは、人手不足ですぐに従事していただきたい場合の障壁となる可能性がある。

研修における各事業ごとに細分化することが良いことで、どの程度必要なことなのか、少し時間数が長くなっても、すべての事業を網羅的に学ぶことができ、3つの事業を共通化した支援員となっていいただくことが良いのか、検討いただきたい。

3. 初回面談について

初回面談は、初めてのこどもを共に過ごす上でもこどもの命を守る上でも大変重要なことであり、初回面談を義務付けようとするということについては同意をする。その一方で現在の建付け

では、初回面談にかかる費用的な面が加味されていない。大変重要な面台であり、しっかりと面談体制をとるためにも、公定価格に反映していただきたい。

また、初回面談の効率と質の向上のために、他施設での面談結果や日々の保育の状況を施設を超えて共通化できるという最大のメリットがあるシステム利用を加速させていただきたい。

4. 公定価格・利用料の在り方について

この制度を単独で維持することを鑑みると、最低でも常勤職員 1 名分の給与と施設管理維持にかかる費用が保障されることが必要である。一部地域で採用されている、一時預かり事業における基礎分と $+\alpha$ という公定価格になっていただきたい。

また、こども誰でも通園制度の公定価格には、公定価格上に障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算が存在するが、施設型給付には加算は存在しない。施設型給付については各自治体からの助成などになっていることと思うが、施設型給付との共通性・整合性のある設定にさせていただきたい。

5. こども誰でも通園制度の監査について

認定こども園等がこども誰でも通園制度を実施している場合などにおいては、同時に監査が行われるよう配慮をお願いしたい。

6. 広域利用の在り方について

自市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めるということであれば、早急にシステムの改修を進めていただき、即時対応でいる仕組みとしていただきたい。また、自治体独自で支給している補助金などがある場合について、広域利用する際にその補助金が適用にならない場合には保護者に別途負担いただく場合があるなど、システムを利用する際のチェック項目などに盛り込んでいただき、金銭的なトラブルを抑制できる方法を検討していただきたい。

2025 年 10 月 10 日

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第 2 回）

意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

認定 NPO 法人びーのびーの

理事長 奥山千鶴子

1. 利用時間について

こども一人あたり「月 10 時間」の上限については、将来的には拡充していく方向性を確認しつつ、保育人材の確保の課題も踏まえ、多くのこどもたちが利用できることを優先的に考えれば、全国で実施するスタート時においては適当な時間だと思います。この 2 年間の取り組みの成果として、月 10 時間で実施してきた施設と、月 10 時間以上で実施してきた施設等の調査などを行い、検証する必要もあると思います。加えて、「月 10 時間」以上の自治体の取り組み例を集め、将来に向けて拡充していく際の参考としていくことも大切だと考えます。

2. 初回面談について

はじめてご利用になる子育て家庭も多いことを踏まえると、初回面談は、こどもの状況、養育環境等の把握をするため、非常に重要なものとなります。丁寧な初回面談がその後のスムーズな制度の活用につながると考えますので、義務付けを行うとともに、公定価格の対象としていただきたいと思います。

3. 公定価格・利用料について

全国的にすべての対象児童をこの制度の利用につなげるためには、担い手である事業者が本事業に参加し安定的に運営できることが重要です。単価金額のさらなる拡充とともに、取り組んでいる事業者に対して毎月定額の基礎給付か加算をご検討いただきたくお願いいたします。各自治体の努力では限界があります。

4. 利用者が選択できるよう伴走支援を

今後、利用者は、「月 10 時間」の上限の中で広域利用ができるとされています。事業者ごとに、利用料が異なるケースや申し込み方法等が異なるケースが想定されます。利用者が自主的に選択できるよう、システムや「ここ de サーチ」の活用、さらには利用者支援事業基本型（いわゆる子育て支援コーディネーター）や、特定型（保育コンシェルジュ）等の活用を行い、制度や利用方法の周知、手続きのサポート体制を強化していただきますよう、よろしくお願いいたします。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会 (第2回) 意見書

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション

代表 社会保険労務士 菊地加奈子

2025/10/10

意見の概要

1. 資料1

i 実施状況・設定時間帯に関する事項について

- ・ 実施事業者数・自治体数のみではなく、一人あたり月 10 時間の枠設定の中で、各施設がどの時間帯に受け入れを行っているのか、実態を把握したいです。
- ・ 試行的事業では、午前中の 2 時間のみなど短時間受入れの施設と、終日受入れ可としつつ午睡時間帯の登園を制限する施設など、運用の幅が大きい印象です。
まだ試行的事業でのデータであり、次年度以降に大きく変化する可能性があるものの、本格的実施に向けた検討に役立つよう、現時点の実態を丁寧に分析・整理していただきたいです。
- ・ 短時間の取組を否定するわけではなく、「誰でも通園は“できない制度”ではなく、“条件を整えればできる制度”」という前向きなメッセージを社会に広めるという目的のもとで捉えるのであれば意味があると考えます。短時間運用を含む多様な事例を評価・共有していただきたいです。

2. 資料2

i ・研修

- ・ 人材確保の観点からは研修修了要件を過度に厳格化しない方が望ましいと考えますが、自治体として給付事務を確認する立場からは、修了基準が曖昧だと確認作業が煩雑化する懸念があります。

- ・ 経過措置対象者に動画視聴のみで修了を認める案がありますが、転職や異動により立場が変わった場合、制度理解度をどのように担保・証明するかが課題です。
動画視聴による修了であっても、確認テストや修了証の発行など、形式的な証明の仕組みを設けることを検討いただきたいです。
- ・ 研修修了に関する情報を自治体間で共有できる仕組みがあると、転職時の再研修負担を軽減できると考えます。

・人材確保

- ・ 子育て経験を積んだ潜在保育士は、社会への貢献意欲が高まっており、短時間勤務や柔軟なシフト希望が叶いやすい働き方の中で、自身の経験を活かしながら貢献できることが大きな魅力です。実際に、私の園でもそのような人材が多く再就職しており、彼らがさらなるキャリアアップを目指すケースも数多く見られます。
- ・ こうした人材の活躍を後押しするために、意識醸成や園レベルでのキャリアパス整備、賃金制度を含む人事制度設計などについて、国・自治体レベルでの働きかけを行っていくことが望まれます。

3. その他

・利用登録・重要事項説明

- ・ 利用登録時に配布する「重要事項説明書」や「園のしおり」は、事業者の裁量に委ねられている部分が多く、一定のガイドラインやテンプレートがあると望ましいです。

・安全配慮

- ・ 安全配慮義務の観点から、保護者等によるカスタマーハラスメント（カスハラ）対応については、しおりや契約書に明記することが望ましいと考えますが、「利用拒否」など具体的な制限を記載する際の法的妥当性・制度上の位置づけについては、明確な指針が必要です。
- ・ 事故やケガが発生した際の対応方針（応急処置・報告義務・保険適用範囲など）も、一定の標準文例を示していただけると、事業者が安心して説明できると思います。

2025.10.10

第2回 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会 意見書

倉石哲也（武庫川女子大学）

事務局におかれましてはこの間、本格実施に向けた課題等を丁寧にとめていただき、また今後の方向性を示していただいたことに感謝申し上げます。

今回の検討会では「保護者との面談時間を保育時間に含めること」について意見を述べさせていただきます。

1. 初回面談について （資料5 スライド3枚目）

「乳児等通園支援事業」実施要綱では、3. 実施方法（4）事業内容のエ「事前面談」の箇所に記載の通り、初回利用前の事前面談は、保護者に制度を理解いただき、また子どもの状況を受け入れ側が理解するために必須と考えられます。ところが、保護者や園の状況により対面又はオンラインで実施される事前面談は利用料等の対象となっていない。

この点、今回の提案である「主要論点②初回面接について」に賛同します。同時に初回面談が利用料の対象と位置付けられるように要望します。

2. 利用時の保護者面談について

同じく実施要綱の3. 実施方法、（4）事業内容のキ. その他の留意事項の（オ）では「対象となるこどもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。」と示されています。

本事業にはこどもへの支援と共に、子育て家庭（保護者）への支援にも大きな意義を持つことは既に検討会等でも確認されているところです。

試行的事業を実施される園では、1週間ぶりに会う子どもの様子を事前に確認し、また利用後にはこどもの育ちの様子を保護者に伝え、また保護者からの質問対応に十分な時間を割いておられます。毎日こどもの様子が確認できる通常保育と異なり、本事業での保護者との面談は極めて大切な機会となります。しかしながら、この時間は保育料に含まれておらず、保育者の配置等に影響を与える事態となっています。

乳児等通園支援事業の意義を踏まえ、令和8年度以降の実施状況を確認いただきながら、保育等現場での保護者対応の実態も把握しつつ、保育時間外に設定される保護者との面談時間を利用料の対象とできるよう制度が改正されることを要望いたします。

以上となります。

こども誰でも通園制度の実施状況（石川県七尾市）

実施施設の状況（令和7年9月末時点）

実施年度	実施施設数 (実績のない施設含む)			施設種別	定員数	登録者数	利用者数 (施設数)	のべ 利用回数 利用時間
令和6年度 (実績)	16施設	公立	1施設	保育所型認定こども園：1施設 余裕活用型：1施設	35人	27人	24人 (11園)	155回 694時間
		私立	15施設	幼保連携型認定こども園：15施設 余裕活用型：15施設				
令和7年度 (9月末時点)	17施設	公立	1施設	保育所型認定こども園：1施設 余裕活用型：1施設	0歳児：23人 1歳児：13人 2歳児：11人 (計：47人)	13人	9人 (6園)	25回 138時間
		私立	16施設	幼保連携型認定こども園：16施設 余裕活用型：16施設				

総合支援システムを利用して受入れしている施設：6園中2園

※4園については昨年同様紙チケットで対応